

令和5年 八潮市農業委員会2月総会 議事録

1 開催日 令和5年2月22日(水)

2 開催時間 午後2時00分から

3 会場 市役所第2会議室

4 出席委員 12名

会長 1番 大塚 一宏

会長職務代理者 2番 小早川喜一

委員 4番 渋谷 稔 10番 新井 孝美

5番 荻野 恭子 12番 鈴木 新一

6番 齋藤 富子 13番 鈴木 隆

7番 福岡 達則 14番 田中 幸夫

9番 飯山 敏行 15番 松田 淳一

5 欠席委員 3名

委員 3番 大野ヒロ子 8番 小倉 雅樹

11番 臼倉 正浩

6 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人の選任

第3 書記任命

第4 議 事

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画承認の件

議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明の件

7 転用等届出受理報告

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の件

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

8 その他

9 農業委員会事務局職員

局長 田口 周一

係長 清水 茂

主任 後藤 涼子

開会 午後 2時00分

◎開会の宣告

○事務局長 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより八潮市農業委員会2月総会を開会いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とあります。

在任委員は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。本日の出席者は12名となっております。定足数に達しており、本日の農業委員会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、3番、大野ヒロ子委員、8番、小倉雅樹委員、11番、臼倉正浩委員から欠席の連絡を受けておりますので、皆様にご連絡いたします。

また、新型コロナウイルスも減少傾向ということでございますが、引き続き蔓延防止に配慮しまして、会議時間が必要以上に長くならないよう配慮していきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、大塚会長よりご挨拶をお願いします。

◎会長挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。大変お忙しい中、2月の総会に出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今日あたりは大分暖かくなりましたが、もうそろそろ暖かくなってもいい頃ですね。昨日までは風が吹くと冷たくて寒かったです。

先週の2月14日に、私は埼玉葛地方協議会の合同視察研修会に行っていました。コロナで中止になって、3年ぶりに開催されました。視察は、鴻巣市にある埼玉県種苗センターを見学しまして、そこでは水稲、麦、大豆の原種生産やイチゴ、リンドウ、ワケギの優良種苗の生産を行っていました。こちらは、JAを通じ農家等から委託されて種苗の生産をしているようです。特に、イチゴの「あまりん」という品種があるんですが、春日部のほうで大分はやっていて、作っている人が多いらしくて、「あまりん」の苗が生産が足らなくなるくらいに売れているらしいです。これは埼玉県の商品です。他に、「かおりん」や「べにたま」といったイチゴの育成を行っていると言っていました。

それから、〇〇市の会長が言っていたのですが、一つの情報ですけれども、〇〇の農業委

員会では昨年から、肥料、資材の高騰をうけ、委員さんが何人かずつ自分の経営状況を15分から30分くらい発表して、みんなで話し合っただけで対策を考えているという情報を聞きました。

〇〇の農業委員の方に会うことができましたら聞いてみると参考になると思います。

本日も最後までご協力、よろしくお願いします。

○事務局長 会長、ありがとうございました。

本日の傍聴者についてでございますが、傍聴を希望する方はおりません。ご報告申し上げます。

それでは、ここで本日の資料の確認をさせていただきたいと思います。

資料の不足、乱丁等がある場合は、恐れ入りますが、手を挙げてお知らせをお願いします。

①八潮市農業委員会 2月総会次第 A 4 横

②農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の審議について（依頼）

（資料 - 1）

③生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんについて（依頼）

（資料 2 - 1、2 - 2）

④「農業委員会の法令遵守の申合せ決議」の実施および今後の対応について

（資料 - 3）

⑤令和 5 年天気予定

（資料 - 4）

こちらは、ご説明いたしますと、毎年、〇〇市の〇〇〇から頂いているものです。令和 5 年天気予定表になります。〇〇市の〇〇地域における天気予定ということですが、こちらを参考に皆様の営農計画に役立てていただければと思いますので、よろしくお願いします。

⑥農業委員会視察研修行程表 （資料 5 - 1～5 - 3）

⑦ 2023 年観光物産フェア・第 30 回消費生活展 チラシ

⑧第 17 回川の駅・中川やしお花桃まつり チラシ

⑨農業委員会活動記録簿（2月～3月分）

以上、資料を確認いたしました。漏れはなかったでしょうか。

それでは、資料の確認を終わらせていただきます。

それでは、次第に基づきまして、議事に移りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する」とうたわれておりますので、大塚会長に議事の進行をお願いしたいと思います。

次第 3 の議事録署名人の選任から次第 7 のその他まで、大塚会長、どうぞよろしくお願いします。

分の1ずつ獲得して双方で通路として申請するものとなります。というわけで2件に分かれているところですが。

それでは、番号1のほうから順に説明してまいりますので、次第の1ページをご覧ください。

農地法第5条の規定による許可申請認定の件、番号1、譲受人住所・氏名、〇〇〇番地、〇〇〇、理事長〇〇〇、譲渡人住所・氏名、〇〇〇番地、〇〇〇、先ほどお話に出た〇〇さんとはまた別の〇〇さん、現在の土地所有者の〇〇さんになります。土地の所在、〇〇字〇〇〇-〇、登記地目、田、現況地目、畑、地積〇〇平米、権利の内容は所有権の移転となります。

次に、隣の2ページをご覧ください。申請地の概要ですが、申請地は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域内農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満の第2種農地となります。

申請目的は、先ほど申し上げましたように駐車場です。申請理由としまして、申請人は、昭和40年に〇〇〇を設立しまして、現在〇〇約〇〇〇と〇〇の〇〇がありますが、〇〇〇の行事の際には父兄の参加が多くあり、その際は約8割強の父兄が自動車で〇〇するため、自動車通勤する職員の駐車場を確保するとともに、さらに行事の際の〇〇者の不足分を補うため、駐車場設置を申請されたものとなります。

資金計画・調達計画につきましては、土地取得費、駐車場及びもう1件の通路全体の造成費も含めまして、ご覧の金額を自己資金で賄うということで、金融機関の残高証明書が添付されております。

周囲農地への被害防除策としましては、周囲に農地はないんですけども、隣地との間には既にブロック土留めとフェンスが設置されております。今回、水路側にさらにブロックとフェンスを設置する計画となっております。

次に、番号2のほうを説明してまいります。譲受人住所・氏名、先ほどと同様に、一方は〇〇〇番地、持分2分の1、〇〇〇、理事長〇〇〇、もう一方が〇〇〇番地〇、持分2分の1、〇〇〇、譲渡人、先ほどと同様で〇〇〇番地、〇〇〇。土地の所在、〇〇字〇〇〇-〇、登記地目、田、現況地目、畑、地積〇平米、権利の内容は、所有権の移転になります。

隣の2ページをご覧ください。申請地の概要としましては、先ほどと同様に第2種農地となります。申請目的は通路となります。

申請理由は、先ほど申し上げましたように、〇〇〇さんにとっては駐車場に出入りするための通路、〇〇〇さんにとりましては家に入るための通路となります。

資金計画・調達計画につきましては、この部分の造成費は先ほどの駐車場の造成費に含まれておりまして、〇〇〇さんが両方とも払うことになっておりますことから、こちらの資金

計画につきましては土地取得費といたしまして、ご覧の金額を双方2分の1ずつ自己資金で賄うということで、それぞれ金融機関の残高証明書が提出されております。

周囲への被害防除につきましては、先ほどと同様で、周囲に農地はないのですけれども、今回、さらに水路側にはブロックとフェンスが設置される計画となっております。

1枚めくって5ページをご覧ください。場所は、〇〇〇の〇側、〇〇〇の〇側になります。現状は〇〇〇の道路を挟んだ〇側にも使っている駐車場がありまして、そこに職員の駐車場があるのですけれども、その10台分を新しいほうの駐車場に持っていく。それと〇〇〇さんの右側、東側ですね。〇〇〇の〇〇がありまして、さらにその右側に四角い土地がありまして、これも〇〇〇の施設なんですけれども、ここの隣が今駐車場となっております、イベント等で駐車場が不足するときはここを使っているようなんですけれども、ここもこの先〇〇として利用したい意向があるようです。そのために先ほどの職員の駐車場と合わせて〇〇の駐車場として新しい場所が必要だということで、今回の申請地を求めたものとなります。現地の様子等ですけれども、6ページの写真を見ていただきたいのですけれども、このように現地のほうはきれいな土地になっておりました。

事務局のほうからは以上です。

○議長 現地調査並びに補足説明は、大野委員が欠席されましたので、事務局に合わせてお願いしました。写真を見る限りは、やはりこれは以前から割ときれいになっていたのではないかなというふうに見えますが、奥なので、私も〇〇〇を通っても見えないんですよね。だから、私もちょっと分からないです。新井委員はどうですか。

○10番（新井孝美委員） 通らないです。

○議長 やはり通らないですね。ということなので、写真を見て判断してください。

それでは、ただいま事務局より農地法第5条の規定による許可申請認定の件、2件について説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。どうぞ。

○9番（飯山敏行委員） 10番、飯山です。

ちょっと質問なんですけれども、これって、個人ではなくて、〇〇法人として買う土地ですか。

○議長 事務局で。

○事務局 はい、〇〇法人〇〇〇としてです。

○9番（飯山敏行委員） 分かりました。

○議長 よろしいですか。ほかにごございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、採決をしたいと思いますが、駐車場なので、周りには農地がない

ので、ちょっと離れたところにはありますけれども、すぐ際はないから、大きな問題はないと思いますが……。

まず、議案第2号の1について、原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 挙手全員 ——

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号の2について原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 挙手全員 ——

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第3号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次にまいります。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画承認の件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 まず、資料1のほうをご覧ください。

ご覧のように、市のほうから農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の審議について依頼があったことから審議をするものとなります。利用権の設定です。

それでは、次第のほうは8ページになります。次第の8ページをご覧ください。議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画承認の件になります。

番号1、借受人住所・氏名、〇〇〇、〇〇〇、貸付人住所・氏名、4名おまして、〇〇〇、〇〇〇、〇〇市〇〇〇-〇-〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、次の土地所在、貸付人と所有する土地についてはこの線で分けてあるとおりとなっております。土地の所在、まず〇〇〇字〇〇〇-〇、登記地目、畑、現況地目、畑、この先、ほかの土地も全て地目は登記地目、現況地目とも畑となりますので、この後の地目の説明は省略させていただきます。

こちら〇〇-〇の地積が〇〇平米、同じく〇〇〇字〇〇〇、〇〇平米、同じく〇〇-〇、〇〇平米、〇〇番地、〇〇平米、合計〇〇〇平米となります。

権利の内容は、次第の表の上から3筆が5年間の使用貸借権の設定、一番下の〇〇番のみ5年間の貸借権の設定となります。

申請事由としましては、経営規模の拡大、申出承認の根拠につきましては、申請人は認定農業者でございまして、農業専従者は3名、年間従事日数は昨年度で340日、310日、300日となっております。現に耕作に供している農用地の面積は〇〇〇平米、主な作物としまして小松菜、枝豆、トウモロコシ、山東菜、ここには書いてないのですが、農地台帳のほうで確認しますと、ブロッコリー、ネギ、ナスなどの栽培もしていらっしゃいます。主な出荷先としましては直売所やスーパーになります。所有農機具としまして、耕耘機3台、防除機3台、トラック1台、トラクター1台、そのほかに野菜洗浄機なども所有していらっしゃいます。

次に、場所の説明をいたします。1枚めくって、後ろの9ページをご覧ください。八潮市役所の〇側の出口を出まして、〇折して〇方向に向かいます。〇〇〇の〇〇〇のところで〇〇さんの〇〇〇のところを〇折しまして、〇〇方向に直進しまして、〇〇に突き当たったところで〇折して〇方向に向かいます。〇〇沿いにずっと走っていきまして〇〇農地に到達しますが、そこで〇〇農地の〇〇と〇〇〇沿いに行く道と分かれるところで、〇〇のほうをそのまま真っ直ぐ進みまして、〇〇〇に交差する手前の交差点の角、ご覧のように着色した場所となります。

今回の申請、お名前は〇〇〇さんで申請されるんですけども、実際今度の土地の取得につきましては、〇〇〇の〇〇さんが精力的に動いていて、以前にももうちょっと農地を広げたいということで相談にも来られたんですけども、ご自分で〇〇さんとお話をして借りられる算段をつけていまして、この地図でいうと〇〇-〇、〇〇が〇〇さん、お二方の所有なんですけれども、まずここを借りたい。現地にこれに接続して上に〇〇-〇と〇〇という細長い道があるんですけども、区切りのいいところで、ここまで一緒に借りて耕作してもいいよという話になりまして、事務局のほうでも協力しまして、〇〇〇さんのところと〇〇〇さんのところですね。こういう話があるんですけども相談に行ったところ、双方とも快く受けてくれまして、このように〇〇〇平米以上の土地をまとめて申請されることになったという経緯でございます。

特に一番北側の〇〇のところですね、このところはかなり草ぼうぼうで荒れていまして、うちのほうも9月の農地パトロールの後、管理依頼文書を送っていたところなんですけれども、ここを耕作できるようにするにはかなりの労力を要されたのではないかと思うんですけども、ここを含めて借りるということで、遊休農地が減ったという意味でも大変よかったかなど、このように考えております。現地の様子は、隣のページのような状況になっているところです。事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして、地区担当代理の14番、田中幸夫委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いします。

○14番（田中幸夫委員） 14番、田中です。

現地に行って見てきたんですけれども、周りには土留めを全部やってあって、確かにこのはじのところの草がすごかったんです。これは何とかしなくてはいけないなと思ったら、〇〇さんが借りたいと、〇〇さんがもう5年か6年前から使ってくれないかなと相談を受けていました。たまたま〇〇さんがやるということになったので、こちらとしては助かるなと思いました。既に草はあまり生えてなかったもので、私としては別に問題はないと思います。

○議長 ただいま事務局と14番、田中委員より、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画承認の件につきまして説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

どうぞ。

○12番（鈴木新一委員） 12番、鈴木です。

権利の内容のところの使用貸借権と賃借権の違いについてお願いします。

○事務局 使用貸借権はお金が発生しないで貸すことです。賃借権は賃借料を支払って借りるということです。今回、借受人のほうから特別に言ったわけではないそうです。

○議長 よろしいですか。

○12番（鈴木新一委員） はい。

○議長 ほかにございますか。

私からいいですか、事務局にちょっと聞きたいのですが、この現に耕作している面積が〇〇平米とありますが、この中には田んぼも含まれているんですか、畑だけですか。

○事務局 全て畑です。

○議長 畑ですか。農業専従者が3名とありますが、多分家族経営だと思うんですが、このほかにパートさんとか、アルバイトとかは雇ってはいないんですか。いなくて、〇反で、家族3人でできるんですか。

○14番（田中幸夫委員） 家の前は相続で売るのではないかというお話もあるんです。市街地で畑もやりづらいし、その分こちらのほうの農地でやっていくのではないかと思います。

○議長 ああ、その可能性があるから、減っちゃうから、〇〇で探していたということなんですね。

○事務局 そのお話は〇〇さんから聞いたことがあります。市街化区域内だとこの先難しくなるからということで。

○議長 〇〇〇さんの意欲はすごくあって感心しますよね。

○7番（福岡達則委員） ほとんどひとりでがんばっています。

○4番（渋谷 稔委員） 一緒にやっているんだけど、〇〇さんが主体でやっていますね。

○議長 〇〇さんは結構年配ですものね。

○4番（渋谷 稔委員） ふだんも草を取ったり、やられています。

○議長 本人が本当にやる気なので。やっている実績もあるし、問題はないかと思いますが。

○14番（田中幸夫委員） 5年ということなので、5年間様子を見守っていこうと思います。

○議長 そういうことだそうです。ほかに何かございますか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。問題はないと思いますが、原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。

—— 挙手全員 ——

○議長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第4号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 次に、議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明の件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局 次第の11ページをご覧ください。

議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについてとなります。

番号1、買取り申出する生産緑地の所在、〇〇〇-〇の一部、登記地目、畑、現況地目、畑、〇〇〇平米、同じく〇〇-〇、畑、畑、〇〇〇平米、〇〇-〇、畑、畑、〇〇平米、〇〇-〇、登記地目、田、現況地目、畑となります。〇〇〇平米、合計〇〇〇平米、主たる従事者の住所・氏名、〇〇〇、〇〇〇、申出者住所・氏名、同住所、〇〇〇主たる従事者との続柄は〇となります。

こちらは主たる従事者の死亡に伴いまして、買取り申出の願いが出たものとなります。

隣の12ページをご覧ください。場所の説明をいたします。市役所の〇側出口を出まして、〇〇〇、〇〇〇、こちらを〇折しまして〇方向に向かいます。〇〇〇に到達したところで〇折しまして、今度は〇方向にずっと進んでいきまして、〇〇〇から〇〇メートルほど行きますと、〇〇〇の手前の信号のある交差点に到達しますが、ここを右折して、〇〇に向かいまして150メートルほど走りました南側のご覧のような土地となります。

この〇側の道路を通っているのは、ちょっと植木とか塀がありまして、中は見られないので、どういう場所かイメージが地元の方ではないと分からないのではないかと思いますけれども、現地の様子は1枚めくっていただいて、後ろの13ページ、このような状態になっておりまして、〇〇〇平米ありますので、結構広さはあります。

事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして、地区担当の15番、松田淳一委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いします。

○15番（松田淳一委員） 15番、松田です。

先日、現地へ行ってまいりました。草は少々生えておりましたが、しっかり管理されている状態でした。

この畑の隣を時々通ることがありまして、作付してあるのはあまり見たことがなかったんですけれども、きれいにしっかり管理はされていたと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と15番、松田委員より、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明の件について説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

どうぞ。

○12番（鈴木新一委員） 12番、鈴木です。

13ページの③番の左下の四角い囲み、これはため池ですか。

○15番（松田淳一委員） そうですね、何かふたがしてありました。

○12番（鈴木新一委員） ①のほうは、これは植えてあるんですか。

○15番（松田淳一委員） 何の木が分からないけれども。

○12番（鈴木新一委員） 自生した木ではなくて、植えたものですか。

○15番（松田淳一委員） 植えたものですね。

○12番（鈴木新一委員） 分かりました。

○議長 写真を見た限りではきれいそうですね。

ほかにございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。原案のとおり賛成の方の挙手をお願いします。

——— 挙手全員 ———

○議長 挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎転用等届出受理報告について

○議長 次に、次第4の転用等届出受理報告にまいります。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について1件、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について12件ございますが、今回も会議時間短縮のため、読み上げはなしといたします。

今から数分間、届出の内容を確認する時間を設けますので、その後で質問がございましたらお願いします。14ページから18ページになります。

——— 資料確認 ———

○議長 転用等届出受理報告について、何かご質問がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、転用等届出受理報告は終わりいたします。

最後に質問を受けますので、もし気がつきましたら、そのときお願いいたします。

◎その他

○議長 続きまして、次第7のその他にまいります。

その他につきましては、依頼事項が2件、協議事項が1件ございます。

初めに、依頼事項、生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんの件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 まず、資料2-1のほうをご覧ください。生産緑地の買取り申出の取得のあっせんについてですが、最初に、先月あっせんの依頼をしました13件の生産緑地、そちらについては買取り申出の希望はございませんでした。最初に報告させていただきます。

今回は2件のあっせんの依頼がありまして、まず1件目、資料2-1、こちらを説明してまいります。

申出地の概要としましては、八潮〇号生産緑地、土地の所在は〇〇〇丁目〇番〇、〇〇平米の生産緑地となります。こちらの買取り希望価格がご覧の金額でございまして、平米当たり換算しますと〇万円、坪当たり約〇万〇〇〇円となっております。

1枚めくって裏側をご覧ください。参考までに、近隣の地価調査価格ですが、こちらですと平米当たり16万2,000円、坪当たり約53万5,000円となっております。同様に、近隣の地価公示価格としましては、平米当たり14万4,000円、坪当たり約47万6,000円となっております。下に添付書類と書いてありますが、この下の(3)の公図はつけてないのですけれども、代わりに写真をつけてあります。

隣のページが買取り申出地の一部でして、こちらは簡単に場所を申し上げますと、市役所

の〇側を真っすぐ行きまして、〇〇〇のある交差点をさらに過ぎまして、〇折してちょっと〇側に行ったところで、詳細は1枚めくっていただいて、後ろのページに案内図がありますが、〇〇〇の〇側となります。

この買取り申出地は、去年11月の総会、議案第33号で主たる従事者の証明をした場所となります。その後、買取り申出が市のほうに上がりまして、市の各部署に買取り申出の照会をかけたんですけれども、どこもなかったことから、今回農業委員会のほうにあっせんの依頼がきたものとなります。

現地の様子は隣のページなんですけれども、これは11月の総会、議案第33号で使った写真と同じですけれども、このような状況になっております。

次に、2件目を説明いたします。資料2-2をご覧ください。こちらは、先月の件と同じで、主たる従事者の証明とは関係なしに、指定後30年過ぎたことから買取り申出することができる生産緑地になりまして、これがまた1件上がってきたものとなります。生産緑地地区は八潮〇号生産緑地となりまして、所在は大字〇〇〇字〇〇〇番〇、〇〇平米の生産緑地となります。

こちらの買取り希望価格をご覧の金額となっております、こちらは平米当たりに換算しますと約〇万〇〇〇円、坪当たりに換算しまして〇〇万〇〇〇円、1枚めくっていただいて裏側をご覧ください。参考までに、近隣の地価調査価格としましては平米当たり11万2,000円、坪当たり約37万円、同様に近隣の地価公示価格としましては平米当たり9万7,000円、坪当たり32万円となっております。

買取り申出地と近隣の地価調査価格の場所等は隣のページのようになっておりまして、場所のほうは1枚めくっていただいて、今の位置図の裏側をご覧ください。ちょっとここは分かりづらい場所で、地元の方でないとなかなか通らない道だと思いますので、簡単に場所を申し上げますと、また〇〇〇の〇〇〇の〇〇〇のところを曲がって、〇〇方向に向かいまして1つ目の信号です。ここを〇折しますと〇〇〇に入りますけれども、一つ目の信号を〇折しまして〇メートルほど行った東側となります。

現地の様子をご覧のようになっておりまして、私どももなかなか細かく認識してなかった農地なんですけれども、ご覧のように直前まで作付されていたような形跡が見られました。

以上、2か所となります。これらの土地について、もし買取り希望がございましたら、事務局のほうまで、次の総会までにご連絡いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長 ただいま事務局の説明に何かご質問ございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、皆様の担当地区で取得を希望される方がいらっしゃいましたら、

事務局まで報告をお願いいたします。

次に、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」の実施及び今後の対応について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 それでは、ご説明いたします。

資料の3をご覧くださいと思います。

資料の3、こちらはまず1枚目ですが、令和元年12月17日、埼玉県農業会議のほうから市町村農業委員会会長宛てに出された文書でございまして、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」の実施及び今後の対応についてでございます。

こちらのほう、文書の1、2、3、4の2番を見ていただきまして、実施内容、別添の決議例をご参考いただき、総会の場で注意喚起を実施し、内容については必ず総会議事録に残すようにしてくださいとありまして、4番、来年度以降についても年に一度以上、同様の取組をお願いいたしますということでございます。

どんなことかと言いますと、1枚めくっていただきまして、こちらは令和元年12月11日に、先ほど全国農業委員会ネットワーク機構と全国農業会議所のほうから出された文書です。その文書の中での中盤、「さて、」から見ていただきまして、「さて、誠に遺憾なことではありますが、10月に農業委員会会長が農地転用にかかわる収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生しました。言うまでもなく、行政委員会である農業委員会は、法令遵守による公正・公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。

このことを踏まえ、11月28日に開催しました令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」を決議し、改めて農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことを確認いたしました。」というようなことが決議されまして、決議の内容は1枚めくっていただきまして、次のページになります。

令和元年度全国農業委員会会長代表者集会（11月28日）において決議。

農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議。

申し合わせた内容ですが、中段以降、「我われ農業委員会組織は」というところですが、「農業者の公的な代表機関として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。全ての農業委員、農地利用最適化推進委員は、このことを改めて自覚して農業委員会業務にあたらなければならない。同時に、組織一丸となって再発防止に取り組み、国民の信頼回復に努めなければならない。」とされております。

昨日、実は農業委員会の会長・事務局長会議が開催されまして、私行ってきたところですが、資料にはございませんが、その中で、やはり今年、農業委員会の改選が全国的に行われるということで注意喚起がございました。特に最近言われていますのは、職務上知り得た秘密を漏らすこと、配偶者についても同様となります。総会等の審議案件の申請者（関係者を

含む)よりの金品の受け取り、会長選出の際の関係者への金品の贈答、選挙運動の際の地位利用、議事参与制限に当たる場合の議事への参加、農業委員会の改選もそうなんですけれども、今年、埼玉県議会議員の選挙もございまして、さらに注意が必要ということになっております。

そして資料の最後になりますが、これらを受けまして、八潮市農業委員会のほうでは農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議を毎年行っているところでございます。本年も年に1回、行いたいと思っておりますが、僭越ながら、これを農業委員のどなたかに読んでいただきまして、皆さんで決議のほうを宣言し、共有していただきたいと思っております。どなたかお願いしたいと思っておりますが……。

○議長 では、小早川代理、お願いします。

○会長代理(小早川喜一委員) では、私のほうから読み上げさせていただきたいと思っております。

「私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和5年2月22日、八潮市農業委員会。以上です。

○議長 小早川代理、どうもありがとうございました。

最後になりますが、次回の日程について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次回は令和5年3月24日、金曜日、午後2時より、今度は八潮メセナ3階の会議室1・2で開催いたします。よろしくお願いたします。以上です。

○議長 ただいま事務局より3月の農業委員会総会のご案内がございました。

それでは、最後に、皆様から全体を通して何かありましたら、お願いします。

○9番(飯山敏行委員) 9番、飯山です。

皆さん、多分、農業ニュースやしおを配ったと思うんですけども、私少し熟読しまして、2番の農業用包装資材購入事業補助金があるんですけども、先日、ダンボール屋さんのほ

うから連絡をいただきまして、包装資材が上がるということで、この後順次その頃合い、状況を見ながら上げていく傾向にありますよということをおっしゃいました。それでこのところで値上がっている中、認定農業者の場合はマックス3万円で、普通の方は2万円となっていると思うんですけども、これから農業の包装資材とかが上がる中でもう少し、個人的な意見なんですけれども、例えばもう5,000円でも1万円でも、例えば2万、3万だったのを3万、4万にしてもらえとか、それくらいしてもらえたらと思います。非常に高騰しているので、農業ニュースを見た農業者から、もう少し補助金を上げてくれないかと言われました。要望という形で、どうでしょうか。

○事務局 どうも貴重なご意見、ありがとうございました。

物価高騰によりまして農業資材、梱包の資材等が値上がりすることはこちらのほうも承知しております。来年度予算は、3月議会に議案提出させていただいて、承認されれば現行の予算額となりますが、令和6年度につきましてはまた検討いたしまして、財政当局に要望してまいりたいと思います。

○9番（飯山敏行委員） 農業者の方から、ちょっと代弁じゃないですけども。

○事務局 農業委員会のほうからもご意見があったということで、財政のほうに伝えていきたいと思います。

○9番（飯山敏行委員） よろしくお願ひします。

○議長 ほかにございますか。ないようでしたら、これで議長の席を下ろさせていただきます。皆様、ご協力、ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○事務局長 大塚会長、議事の進行、大変お疲れさまでした。また、委員の皆様におかれましては慎重ご審議していただきまして誠にありがとうございました。

それでは、閉会の言葉を小早川会長代理にお願いいたします。

○会長代理（小早川喜一委員） 委員の皆様にはご多用の中を2月総会にご出席をいただきまして、長時間にわたりまして慎重なるご審議をいただきましてありがとうございます。

今朝はちょっと冷えましたが、もうじき3月を迎えまして、河津の桜が今満開だそうでございます。

先ほど飯山委員からもお話がありましたように、いろいろと資材が高騰している、飼料、動物の餌ですね、それから、肥料、資材というふうに高騰が続いておりまして、これは今年も必ず状態が続くであろうと思います。昨年は市からの支援金もありました。国からの補助

もありましたけれども、これはサステナブルな対策ではありません、いつまでも続くものでもないものです。ですから、我々が生産する農産物、生産コストに合った値段ですね、それが確立されるような流通体制というか、農業体制を築いていかなければいけないと思うんです。

フランスでは2017年にエガリム法という法律ができて、農業者を保護する法律です。これをちょっと控えてきたんですけれども、農業流通を改善して、農家に妥当な報酬を支払う、それと併せて、健康的で環境に配慮された食べ物を公共の食堂で適用する。要するに学校給食とか老人施設の食事は20%をオーガニックを使って、50%以上は高品質のものを使う、そしてプラスチック製品は使わない、そういう法律でございまして、今国会で、今国会というか、委員会ですごく話題になっているみたいでございまして。日本でもエガリム法みたいな法律が早くできて、農業者が保護されることを願えればと思います。

以上をもちまして、八潮市農業委員会2月総会を閉会といたします。

○事務局長 ありがとうございました。

それでは、これにて散会といたします。皆様大変お疲れさまでした。

閉会 午後3時40分